

指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口市老人福祉センター青木たたら荘
設置目的	老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人福祉の増進を図ることを目的とする。(参照 川口市老人福祉センター設置及び管理条例)
所在地	川口市青木3丁目3番1号(青木会館との合築・青木たたら荘部分1階)
構造規模	(1) 名称 川口市老人福祉センター青木たたら荘 (2) 開所 令和4年10月1日(現在建設中) (3) 構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) (4) 敷地面積 2,901.47㎡(全体) (5) 延床面積 2,484.74㎡(全体) 400.60㎡(当該施設部分) (6) 定員 120人
所管課	長寿支援課
2 募集概要	
募集要旨 【導入目的】	多様化する市民ニーズへの柔軟な対応、管理経費の削減、管理運営の効率化等を実現することで、より高品質で市民満足度の高いサービスを提供することを目的とするもの
指定期間	令和4年10月1日から令和10年3月31日まで(5年6カ月間) 新規
選定種別	公募 ※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること
指定管理料 利用料金	【年額】 17,000,000円(令和4年度:8,500,000円) 無し

指定管理者候補者選定基本調書

3 福祉部専門委員会における選定結果 ⇒詳細は資料1ページを参照

第一位指定管理者候補者					
名 称	社会福祉法人川口市社会福祉協議会				
所 在 地	川口市青木3-17-11				
代 表 者	会長 奥ノ木 信夫				
主な業種	社会福祉事業				
法人の目的	川口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。				
法人の事業	<p><主な自主事業> 地域福祉推進事業、ボランティア活動推進事業、地区社会福祉協議会支援、住民参加型福祉サービス事業、さわやかコール事業、交通遺児育英事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業、居宅介護支援事業、福祉に関する普及啓発等を目的とした広報活動 等</p> <p><市受託事業> 高齢者自立支援事業、青木地域包括支援センター、成年後見センター事業、生活支援体制整備事業、手話通訳者派遣事業、障害者居宅サービス技術援助事業、障害者相談支援事業、放課後児童クラブ事業、子育てサポートプラザ事業、ファミリーサポートセンター事業、生活困窮者自立相談支援事業</p> <p><県社協受託事業> 生活福祉資金貸付事業、福祉サービス利用援助事業</p> <p><その他> 埼玉県共同募金会川口市支会の運営、金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚賀詞贈呈事業(川口市福祉大会への協力) 等</p>				
役員の状況	会長1名 副会長2名 常務理事1名 理事10名 監事2名				
指定管理料	年額 17,000,000円(令和4年度:8,500,000円)				
専門委員会における 審査点数	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">合計点数</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">206</td> <td></td> </tr> </table>	合計点数		206	
合計点数					
206					

【選定理由】

川口市老人福祉センター青木たたら荘の指定管理者を公募したところ、申請者は「社会福祉法人川口市社会福祉協議会」の1者であった。

第3回福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、提出された資料及びプレゼンテーションによる審査を行い、総合的に評価し選考を行った。

審査票に従って、3名の選考委員が3分野12項目(100点/名)について採点した結果、合計300点満点中206点であった。(委員3名の平均は68.67点)(委員4名中1名は申請者の役員を兼ねているため退出)

採点では、事業運営の根幹をなす審査項目の2分野10項目(審査票1-①～⑥、2-①～④)の点数は、240点中(委員1名あたり80点満点×3人)182点と76%の得点率であった。

特に、「1 適切な施設の管理を安定して行う能力」について1-④財政基盤、1-⑤情報セキュリティー体制、1-⑥収支計画等の項目の得点率は80%を超える評価であった。また、「2 事業計画」では、申請者は旧青木たたら荘を37年間にわたり自主運営してきたことにより、地域住民や地域の活動団体との関係が構築されており、青木たたら荘が地域住民の活動の拠点として活用できること、また、ボランティア活動の推進を担ってきた経験を活かし、元気な高齢者へボランティア活動につなげる取り組みが期待されるとの意見があった。

「3 費用の還元」では、自主事業収益の還元率が「50%」と設定されており、還元率に関する項目は高い評価であった。

福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会では、上記の結果を踏まえ「社会福祉法人川口市社会福祉協議会」を当該施設の指定管理者候補者とするもの。

指定管理者候補者選定基本調書

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

川口市老人福祉センター青木たたら荘の指定管理者候補者の選定については、所管部局の専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合格しているものとの判断を行った。

川口市老人福祉センター 青木たたら荘 審査結果表

審査項目	採点			合計	得点率
	A	B	C		
1 適切な施設の管理を安定して行う能力	平均 27.67			配点35	80.0%
①苦情・受付体制等利用者のトラブルの未然防止について、適切な対応を図ることができる優れた体制となっているか。	4	4	3	11	73.3%
②安全・衛生・防災・防犯等の施設の安全・衛生管理・危機管理について、適切な対応を図ることができる優れた体制となっているか。	3	4	4	11	73.3%
③施設の管理を行うための十分かつ効率的な人員配置や職員研修など職員の資質向上について、優れた提案がなされているか。	8	8	6	22	73.3%
④施設の管理を継続的、安定的に行うための健全な財政基盤が確立されているか。	5	5	4	14	93.3%
⑤情報セキュリティー体制及び個人情報保護条例への対応について、必要な措置を講ずる提案がなされているか。	4	5	4	13	86.7%
⑥収支計画(自主事業以外の事業分、自主事業分)は実現可能なものとなっているか。	4	5	3	12	80.0%
2 事業計画	平均 33			配点45	73.3%
①自主事業以外の事業について、高齢者福祉や介護予防の推進等の優れた提案がなされているか。	12	12	9	33	73.3%
②自主事業について、想定される利用者のニーズに即した優れた提案がなされているか。	12	12	9	33	73.3%
③提案がなされた自主事業及び自主事業収益について、実施手段・集客方法・提案者の実績等鑑み実現は可能か。	8	8	6	22	73.3%
④地区老人クラブ・町会など地域住民が参加できる提案となっているか。	3	5	3	11	73.3%
3 費用の還元	平均 8			配点20	66.7%
①自主事業収益の還元率 50%以上:4点 49~35%:3点 34~10%:2点 9~1% :1点 計算において端数が生じた場合は、小数点以下四捨五入	4	4	4	12	100.0%
①自主事業収益の還元金額 提案者最高額 :4点 提案者最高額の80%以上 :3点 提案者最高額の79~25% :2点 提案者最高額の24~1% :1点 計算において端数が生じた場合は、小数点以下四捨五入	4	4	4	12	100.0%
②指定管理料 $\left(\frac{\text{市上限額} - \text{提案者の額}}{\text{市上限額}} \right) \times 100$ 上限12点 計算において端数が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入	0	0	0	0	0.0%
合計	71点	76点	59点	206点	

平均点数

68.67点

川口市老人福祉センター 青木たたら荘 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

1 趣旨

この選定基準は、川口市福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会設置要綱により、川口市老人福祉センター青木たたら荘の管理運営を委託する指定管理者を選考するにあたって必要な事項を審査するための基準等を定めるものである。

2 選定基準

川口市老人福祉センター青木たたら荘の設置目的を十分理解し、効果的に目的を達成するよう施設運営が適切に行われ、かつ、施設運営における運営理念・方針、自主事業の提案、法人運営、財産管理等を合計100点で総合的に評価し選考するものである。

【評価ポイント】

- (1) 川口市老人福祉センター青木たたら荘利用者の、平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、川口市老人福祉センター青木たたら荘の効用を最大限に発揮されるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う人的及び物的な能力を有するものであること。
- (4) 収支計画の内容が川口市老人福祉センター青木たたら荘の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 関係法令を遵守し、適正に公の施設の管理運営を行うことができること。

3 審査項目及び配点

審査項目は、3分野12項目とし、下記配点とする。

- (1) 適切な施設の管理を安定して行う能力について（配点35点）
 - ① 苦情・受付体制等利用者のトラブルの未然防止について、適切な対応を図ることができる優れた体制となっているか。（配点5点）
 - ② 安全・衛生・防災・防犯等の施設の安全・衛生管理・危機管理について、適

切な対応を図ることができる優れた体制となっているか。(配点5点)

- ③ 施設の管理を行うための十分かつ効率的な人員配置や職員研修など職員の資質向上について、優れた提案がなされているか。(配点10点)
- ④ 施設の管理を継続的、安定的に行うための健全な財政基盤が確立されているか。(配点5点)
- ⑤ 情報セキュリティ体制及び個人情報保護条例への対応について、必要な措置を講ずる提案がなされているか。(配点5点)
- ⑥ 収支計画(自主事業以外の事業分、自主事業分)は実現可能なものとなっているか。(配点5点)

(2) 事業計画について(配点45点)

- ① 自主事業以外の事業について、高齢者福祉や介護予防の推進等の優れた提案がなされているか。(配点15点)
- ② 自主事業について、想定される利用者のニーズに即した優れた提案がなされているか。(配点15点)
- ③ 提案がなされた自主事業及び自主事業収益について、実施手段・集客方法・提案者の実績等鑑み実現は可能か。(配点10点)
- ④ 地区老人クラブ・町会など地域住民が参加できる提案となっているか。(配点5点)

(3) 費用の還元について(配点20点)

- ① 自主事業収益の還元率及び還元金額(配点8点)

還元率配点：50%以上：4点	還元金額：提案者最高金額：4点
49～35%：3点	〃の80%以上：3点
34～10%：2点	〃の79～25%：2点
9～1%：1点	〃の24～1%：1点

※計算において端数が生じた場合は、小数点以下を四捨五入

- ② 指定管理料(配点12点)

$$((\text{市上限額} - \text{提案者の額}) / \text{市上限額}) \times 100$$

※上限12点

※計算において端数が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入

4 審査の方法

委員会において、関係書類の確認及びヒアリングを行い、5段階の評定基準のいずれに該当するかを評定する。

【5段階の評定基準】

非常に優れている（仕様に対し期待以上の大きな効果が見込まれる）	5
優れている（期待以上の効果がある）	4
適当（期待どおりの効果である）	3
やや劣っている（効果が薄い）	2
劣っている（効果が無い）	1

【点数配分】

5	・・・	15点	・	10点	・	5点
4	・・・	12点	・	8点	・	4点
3	・・・	9点	・	6点	・	3点
2	・・・	6点	・	4点	・	2点
1	・・・	3点	・	2点	・	1点

選定及び評価専門委員会委員による総合評価（別紙審査票）の点数を合計し、その結果を川口市指定管理者候補者選定会議に提出する。